

カシウ

今年度1回目の大型客船寄港でした!

まぐじ

■ 議会報告	2	■ 地域おこし協力隊員を紹介します!	20
■ 新職員紹介	11	■ 自衛官採用試験のご案内	21
■ 利尻島国保中央病院紹介コーナー	12	■ 自衛隊稚内分屯基地開庁第64周年記念行事のお知らせ	21
■ 消防庁長官表彰	13	■ 国民年金からのお知らせ	22
■ 駐在所だより	13	■ 「児童手当」 「児童扶養手当」 「特別児童扶養手当」 についてご案内いたします	24
■ 特別養護老人ホーム 「ほのぼの荘」 からご報告とお礼を申し上げます	13	■ 無料法律相談会のお知らせ	25
■ 花いっぱい運動	14	■ 平成30年度「巡回登記所」開設のお知らせ	26
■ 利尻町ふるさと応援寄附について	14	■ わが家の愛どる	27
■ 花いっぱい運動	15	■ 街をひと歩き	28
■ 後期高齢者医療制度のお知らせ	16	■ 消防だより	29
■ 7月の元気塾	18	■ びいぶる	30
■ 海上保安庁職員募集	19		



5月24日~25日 客船「カレドニアン・スカイ」杓形港寄港

平成30年 第1回町議会定例会

第1回町議会定例会は3月7日招集され、条例の改正案、予算等を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。主なものは次のとおりです。

【条例制定】

◆利尻町議会の議決に付すべき事件を定める条例

○本条例は、総合計画の基本構想の策定と定住自立圏形成に関する付すべき事件として定めようとするものです。

なお、これにより、これまでの「利尻町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例（平成二二年条例第六号）」は廃止するものであります。

◆利尻町総合計画策定条例

○本条例は、町の総合計画である「第5次利尻町総合振興計画」が、平成三〇年度でその計画期間を終了することから、次期総合計画の策定に向けて、策定の根拠となる新たな条例を制定するものであります。

◆利尻町総合計画審議会条例

○本条例は、町の総合計画である「第5次利尻町総合振興計画」が平成三〇年度でその計画期間を終了することから、次期総合計画の策定に向けて、地方自治法第一三八条の四第三項の規定に基づき、町長の附属機関としての審議会を設置するため、本条例を新たに制定しようとするものです。

◆利尻町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例

○本条例は、平成二五年度税制改正で離島地域における租税特別措置が改正され、離島地域指定内で製造業等を営む事業者が取得等をした償却設備の割増償却制度が創設されたことに伴い、「離島振興対策実施地域における産業の振興に関する計画」を策定し、関係大臣より地区指定を受け、地方

税法第六条第一項の規定に基づき、離島振興法に定める離島振興対策実施地域内における特別償却設備に関する固定資産税の免除を実施するものであります。

【条例改正】

◆特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

るものです。

◆利尻町職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

○本条例は、旅費の内、島外の宿泊料について、宿泊地でのホテル料金と現行の宿泊料との料金差が著しく、管内他町村との状況を踏まえ、島外の宿泊料を現行の九千円から一万円に引上げるものであります。

◆利尻町基金条例の一部を改正する条例

○本条例は、当町が平成三一年度に関基一二〇周年を迎えるにあたり、各関連事業実施のための財源確保をすることと、今後迎える周年事業のための財源を計画的に積み立てることを目的に、特定目的基金として「開基記念事業基金」を新たに設置しようとするものであります。

◆固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例

○本条例は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、関連する本町の固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容としては、固定資産税の課税免除の対象となる業種について、ソフトウェア業が削除され、新たに農林水産物等販売業を追加するものです。

◆利尻町自治会館等の建設又は整備事業補助条例の一部を改正する条例

○本条例は、地域住民が自主的に活動を行う、自治会館の建設や改修等に要する費用に対し、三十万円以上を要する場合その費用の一部に補助して参りましたが、自治会員の減少などにより、費用に対する一世帯当たり

の負担が増大している状況から、その補助率を引上げ、地域住民の負担軽減を図り、更に自治会活動を支援するため、現行の補助率六割以内を一割引上げ、七割以内を改正するものです。

◆利尻町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○本条例は、平成三〇年四月からの国保制度の改正に併せて、葬祭費を二万円から全道統一支給額の三万円に改正しようとするものです。

◆利尻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○本条例は、持続可能な医療保険制度を構築するため国民健康保険等の一部を改正する法律及び、その改正法律の施行に伴う関係政令の施行により、本町の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

主な改正内容としては、関係条項の整理と平成二〇年度から被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特別措置を終了するものです。

◆利尻町介護保険条例の一部を改正する条例

○本条例は、三年を一期として策定している、現在の第六期介護保険事業計画が平成二九年度で終了するに伴い、平成三〇年度から開始される、第七期介護保険事業計画に係る保険料率について、平成三〇年三月四日開催の利尻町介護保険事業計画策定委員会の答申を踏まえて改正するものです。

また、介護保険法の改正により、市町村の質問検査権について、これに従わな

い等の場合の罰則が強化されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

◆利尻町企業促進条例の一部を改正する条例

○本条例は、町内での企業の事業活動を促進するための優遇措置に関する条例の一部改正であります。現行の条例では、町内に事業場を再開する者の助成期間を三年間としておりましたが、

企業振興の向上を目的として、助成期間を五年間に拡大するほか、税制改正による離島振興に係る税制度の支援を追加し、町内企業の事業活動促進を図るよう条例の一部を改正するものです。

業 ○「北の桜守」映画上映事業 八六万四千元

◆利尻町漁船上架施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○本条例は、仙法志漁港に設置されている漁船上架施設が国直轄で整備改修されたことに伴い、財産所有者が国となったことから、本条例から当該施設を削除しようとするものです。

【専決処分】

◆平成二九年度利尻町一般会計補正予算（第六号）

歳入歳出それぞれ、二二三六万四千円を追加し、予算総額三五億三〇四六万円にするものです。

歳出の主なるものは次のとおりです。

業 ○「北の桜守」映画上映事業 八六万四千元
業 ○仙法志保育所運営管理事業 一五〇万円

【人事案件】

◆教育長の任命について

利尻町杵形字富士見町 小杉和樹氏

【平成29年度補正予算】

※△は減額です。

	補正額(増減)	予算総額
一般会計補正予算(第7号)	△1,785万1,000円	35億1,260万9,000円
国民健康保険事業 特別会計補正予算(第4号)	521万9,000円	4億247万9,000円
簡易水道 特別会計補正予算(第4号)	△170万0,000円	7,859万9,000円
下水道事業 特別会計補正予算(第2号)	△2,400万0,000円	1億6,231万3,000円
漁業集落排水施設事業 特別会計補正予算(第2号)	△50万0,000円	5,671万2,000円
特別養護老人ホーム 特別会計補正予算(第3号)	106万8,000円	2億1,708万5,000円
利尻町宿泊施設 特別会計補正予算(第3号)	△759万7,000円	2億2,256万2,000円

**平成30年度
一般会計他11会計予算は
50億5,658万円で
原案のとおり可決**

平成30年度の一般会計予算は、第1回町議会定例会において一般会計予算審査特別委員会(委員長:蔵 昭南)が設置され、これに付託、審査されました。

同委員会の審査は、3月7日から3月8日までの実質2日間にわたり、慎重に審議され、3月8日本会議において上程され一般会計他11会計が原案のとおり可決されました。

※詳細は広報りしり4月号をご覧ください。

町政の主人公は町民の皆さんです!
議会を傍聴しましょう
定例町議会は年4回(3・6・9・12月)に開かれます。

一般質問

谷 智晴 議員



停電時の対応について

谷議員 停電時の対応についてお伺いします。二月二

四日に発生した停電は、二月の厳寒の時期に長時間に渡っていることから速やかな情報伝達の対応など、今以上に防災関連の取り組みが必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

保野町長 二月二四日の停電の発生状況についてまずお知らせをいたしたいと思

います。去る二月二三日から二四日にかけて、前線を伴った低気圧が急速に発達しながら宗谷海峡の付近を通過したことにより、二三日夜から二四日朝にかけて西寄り

の風が雪を伴い非常に強い暴風雪となりました。杳形

にあるアメダスデータでは瞬間最大風速二五・二mを記録したと報告を受けております。これに先立ち、稚内地方気象台は二三日午後四時一〇分に暴風雪警報を発表いたしました。利尻町

におきましても当日IP告知端末、防災放送でありましたが、これで注意喚起情報を発表したところであります。そうした中での今回の

停電であります。島内の電気は北海道電力杳形火力発電所を起点として、主要な幹線が三系統あり、今回は鴛泊方面へ向かう一系統と杳形を経由して鬼脇方面

に向かう一系統が停電をいたしました。二四日の午前二時四分に停電が発生し、復旧したのが二四日の正午すぎということであり、一〇時間大変長い時間の停電となりました。電線なども年々改良されて、架線の状態も風雨や風雪に

もかなり耐えられるものに改善されてきており、離島地域とはいいながら、この頃では稀に停電がありまして今回のような長時間の停電はしばらく無かったように思っております。二月の二七日に来庁しました北海道電力の稚内営業所長からの今回の停電の原因を聞き取りしますと、主な停電

の原因は塩分を含んだ重く湿った雪によるもので、その時に数カ所同時に、各箇所

で障害が発生したこと、また、悪天候であったこと、さらにはその委託を受けている利尻電業の外線の従業員が島外に出ていて、人員の配置なども課題があった

ものが重なって、復旧に時間を要したものであります。また、幹線の故障以外にも強風によって、個々の家屋への引き込み線の断線も多数発生しており、完全復旧にはなお時間を要した結果

になっております。停電の発生が深夜でありましたこと、暴風雪が厳しかったことなどから町民の皆さんへの情報伝達に時間を要したこと、さらには長時間に渡る停電であったためにIP告知端末のバッテリーが切れたこと

など、課題が残りました。行政としても、これからの対応を考えさせられる災害だったと思っております。

また、こうした長い停電が発生しますと、今の時代、暖房器具も電気によるものがほとんどでありまして、暖房も取れないということ

が続きますと、色々と大変な状況が長く続くととなり、生活そのものにも支障を発生することになります。また、町内の下水道も、マンホールに集まったものをポンプで浄化センターに送るわけで、それと仙

法志地区も同様にマンホールから浄化センターに圧送するわけでありまして、そのマンホール容量は限られており、停電が長く続きますと、飽和状態になってマンホールから、し尿汚水

が溢れだすという心配が発生するものですから、停電が発生しますと担当課職員は非常に危機感を持って対応しております。そのような

状況になりますと、一時的にバキュームカーで汚水を汲み上げて浄化センターに持って行き処理をするものになりますから、冒頭お話ししたような住民生活にも不自由をかけることも勿論ですが、行政サービスにも大きな影響がでてくる

事態になりますので、職員すべて危機感を持ちながら早い復旧を期待しているところであります。町では災害等が発生する恐れがある自然現象に対して、今までも事前に注意喚起の放送をさせていたでいておりますが、ただ災害発生後の情報伝達手段が少なく、特に停電を伴った場合にはバッテリーの残時間を計算しながらの情報伝達となるものですから、長時間に渡る場合はIP告知の活用が極めて困難な状況にあると認識をしているところであります。この課題の一つであり、まず、情報伝達の多重化に向けて、執行方針でも申し上げましたが、昨年より整備を進めておりますコミュニティFM放送の活用も、重要であると考えており、エフエム稚内と災害時の協定を締結しました。今回の災害時にも通常放送の枠の中で停電や通行止めなどの利尻に特化した密着する放

送をしていただいていると思っております。町内全域に受信エリアを広げるべく仙法志地区の工事を進めておりますので、IP告知と合わせて、ラジオ放送なども、町内全域で迅速で正確な情報伝達するべく施設の整備が拡大すると思っております。また、北海道や北海道電力などの関係機関とも連携を取りながら、二次災害の防止策も講じつつ、早い復旧が行われるように検討を進めてまいりたいと考えております。今回の長時間に渡った停電の状況と、それに伴う対応についてご答弁をさせていただきます。

谷議員 いわゆる自然災害ですから、誰かの責任でもないわけですが、今の文明が発達した時代に、色々な対策をとって行かなくてはならないことは確かであると思っております。今回、一番の問題点は、住民の意

見なども聞いてみますと、やはり知らせませすケンのバッテリー機能の電源がすぐ切れてしまう状況であったということであります。それともう一点は北電の電線の問題、この二点だと考えております。バッテリーをもっと大きいものにするには、町の財政負担となり、多額の資金がかかると思われることから、バッテリー方式をそのまま持続していくのか、それとも何か別な対策を考えているのか。北海道電力の話は、町長とお

話しされたということですが、緯は大体わかりました。防災無線は屋外では流れているわけですが、強風で何か分からない状況でありました。杓形の場合は七時間半で通電となりましたので携帯電話で色々情報を集めてみました。今はほとんどの方が携帯電話を持っていてと思います。携帯は一回充電すると、相当日数が持ちますし、これを何とか

活用して、メールなどで一斉に送信するという伝達方法もあると思います。個人情報などの問題もあります。携帯電話を活用することで、すごく有意義なものになるものだと思いますし、車で充電できますので、そのような方法もアイデアであると考えてみたところでもあります。再度お聞きしますが、知らせませすケンのバッテリーの問題は今後どのようにして行く考えなのか、お伺いします。

保野町長 今回のような停電で、町から住民への周知、一番大事なところだと思っております。三年前、一月二日、三日に大風が吹いて、防災無線のケーブルが各所で断線し、道路に使用物がたくさん散乱していた中で、防災無線が活用できないものですから、職員に二次災害を心配しながら広報車で状況を伝えるように走ってもらった事例があ

りました。今回の停電の事例をお話しますと、私は町民の方も、あのような災害、天候の悪い時の停電でしたので、我慢はしてくれらると思っております。問題はいつまで我慢すればいいのかというところで、情報が早く伝わらないことが一番住民の方にすれば落ち着かず、寒さも含めて、今回大変厳しい時期の停電でしたので、復旧の目処さえ分かれば、もう少し我慢してくれる町民の皆さんも大勢いると思います。問題は情報を伝えることの遅さ、これが課題だったというふうに思っております。そこで、ご指摘のように平成二五年頃から利礼三町共同で多くの金をかけて、今の防災システムを作りました。線さえ切れなければ非常に聞きやすい放送システムだと思っております。また、有事の時には無線でも聞こえることが必要というところで今回FMわっぴーのご理解もいただいで、

総務省の助成ももらって、利尻町地域にFM放送が聞こえるような環境を現在進めている最中であり、これが整備されると、情報は伝えられるものと思っております。もう一つ、町民のラジオはどうするのかという課題はありますが、そのようなことも含めまして対策は二つ三つにも多重化して情報を伝えないとならない時代になっていると思っております。そこで、今指摘されたバッテリーのことですが、今のシステムが、国の大きな補助をもらって整備したものでありまして、このシステムを道内で同じような施設で使っている町が二〇数町村あります。これが三〇年度に使用期間がもう終わります。それでこの次のシステムをこれだけ防災放送が町内徹底していますから、まして、町内の電話は無料でかけられるような施設になっておりまして、非常にメリットもあるシステム

ムですが、今度更新しないとならないものですから、関係首長方とは、いつも更新する手立てをどうするかということが大きな課題になって、先般も喜茂別町の町長が座長になって、利礼三町長も含め上京した時、それから札幌に出た時にも会議をやって、この後のシステムをどうするかということは今検討しております。ただ、前回は国の補助と起債が付いたので町の持ち出しは極めて少なく、整備できましたが、今度の更新はなかなか国が制度として認めていない状況にあります。先般、上京の時に二〇人ほどの関係首長が参議院議員の長谷川岳先生のところを集めさせてもらい、この先の、更新が必要になっていくわけですから、財源は国が特段の補助をつけてもらうか良質な起債で一般財源を極力使わなくてもいいような更新の支援を国にお願いをしている最中です。た

だ、その方法は、今谷議員さんが言われたようにサーバーを一つ持って、それで情報を流すわけですが、非常にお金がかかるシステムであります。また、この後の更新の機種は、クラウド方式で谷議員が言われるように携帯電話、スマートフォンなどを使って有事の時の情報が町民に伝わるような方法のシステムに切り替えていったらいいのではないかとというような話も、集まった町長たちの中では出ているのですが、町によっては、礼文の町長方も言っておりますが、年配の方はなかなか機械に馴染めないで、この頃やつと慣れて、活用が少しスムーズになってきている時に、また新しい機種を入れることに、町民の方の不自由さをどうするかということも一方では課題としてあるものですから、そこを財源確保と、それから三〇年に基本的には今のシステムが終わり、

メーカーも一年二年は使えることはあっても、新しいシステムを検討しようということになって、もしシステムが変わって、今のサーバーで各家庭に付けているバッテリーの方式が変わることになれば、今回のようにバッテリーが切れて思うように情報が伝わらなかつた環境が、変えられるのではないかと思っております。三年度から基本的には新しいシステムになるわけですから、三年度中に町内の防災放送のシステムを見直すこととしております。まだ具体的になつておりませんが、議会にも伝えることはできませんが、間違いなく期限が来ること踏まえて関係首長と善後策を考えておりますので、それが見えてくれば皆さんに伝えることができるのではないかと思っておりますので、少し時間をいただきたいと思っております。

谷議員 町長が仰るように、何通りも色々な伝達方法を何種類も用意しなければならぬ時代になります。例えばFMわっぴーについては、私共のところでは、電波が悪くてラジオが全然入らない状況にあります。まだ結構入らないところもあると思っております。今回のような自然災害が年々多くなつてきている感じがしますし、更には巨大化している状況になってきていると思っておりますので、今の以上の態勢を進めることが大事であると思っております。今後システム更新のこともありますし、色々なことを含め、何か良い方法で検討して行く必要があると思っております。やはり、一番使い勝手の良い方法で情報を伝達できるシステムがあれば一番良いのではないかと思っております。町長が掲げております定住移住の問題もございまして、住みやすい町になってほしいものと

思っています。そのようなことも踏まえながら、利礼三町、関係町村と話し合いしながら、国に要請していただいで住みやすい町づくりを進めていただきますようお願いして質問を終わります。

保野町長 町民を災害から守ることは今回の停電一つに留まらず、すべての住民の皆さん方からの協力をもらいながら、津波の時はこうしよう、地震の時はこうしようという訓練も参加いただいで、一人の犠牲者も出さないことを念頭に置いて、執行方針でも申し上げますとおり、今の防災対応の情報伝達を含めて、総務課の方でハザードマップなども今回また新たに北海道との連携をとって地域の防災対策を進めることになっておりますので、それらも念頭に置きながら住民に対する伝達方法をどのようにするか、今答弁の中で少しお

話ししましたが、まだ決定したわけではないのですが、クラウド方式、携帯電話をほとんどの人が持っていることから、それで向かうというところ、今のシステムを活用している二〇数町村で結論を出したわけではないのですが、ただ少しでも安く、本町でもこれからどのようなものを更新するにしても一億円くらい事業費が必要になってくるなかで、自分の町に合った、町民に不自由をかけず、安全を守るためのシステムは何がいなのか、総合的に考えて、検討させていただきたいと思えます。



2 問目

プレミアム商品券について

谷議員 プレミアム商品券について、今ではどの店でも利用でき、町民にも浸透しているところであり大変有意義な取り組みであると認識しておりますが、町民から商品券の発行を年二回にしてほしいとの声もありますので、今後どのように考えているのか町長の見解をお伺いいたします。

保野町長 この事業に取り組んできた経緯であります。利尻プレミアム商品券が発行事業については、地域住民の生活支援と町外への消費購買流出の抑制と、それに伴う地元消費拡大による地域経済及び商店街の活性化を図る目的で、平成二一年度から始まったものであります。この二一年の年営実行委員会が事業主体に

なっており、町がプレミアム率の二〇%を助成してハマナススタンプ会加盟店が取扱いとなつて実施されたものが最初であります。次の年の二二年度には、ハマナススタンプ加盟店だったところをさらに広げて町内の商店等、漁協も取扱店になりました。平成二二年度は実施されておりましたが、平成二二年度から二六年度までの三年間はコンビニエンスストアを除く町内全店が取扱店となりました。平成二二年度には、国の地域活性化地域住民生活等支援交付金事業と北海道追加発行支援事業を活用して事業を行い、取扱店は町内全ての商店となつたところであり、平成二二年度は町の単独事業として取扱店も町内全店として実施されてきております。

お話を申し上げておりますように事業実施当初は、取扱店をハマナススタンプ会加盟店に限定して始まったものであります。町民からの強い要望によって、平成二二年度では町内商店に拡大して、漁協も加わり、さらには平成二七年度で国の支援もあり、セイコーマートやサッポロドラッグストアなどのコンビニエンスストアも加わって町内全店に拡大している経緯があります。実施されなかった二二年度を除いた、昨年度までの八年間の額面販売金額は一億九〇〇〇万を超えています。そのうちの国・道費と合わせた補助金が、三二八〇万円余りとなっております。この補助分が通常の個人消費に加えて地元消費拡大に繋がっているものと思っております。平成二二年度の事業実績につきましては、額面販売額二一五二万九〇〇〇円、換金率は九九・七%と報告を受け

ております。発行から二か月間で、約六割が使われて商店に換金され、業種販売店等の利用率はコンビニエンスストアが一番高いわけですが、町がプレミアム率の二〇%を助成した分が、間違いなく地元の消費拡大に寄与しているものと考えられているとあります。

ただご質問にありますように、これから年二回の発行は、この事業の目的が地域住民の生活支援と地元消費拡大、更には地域経済及び商店街の活性化をさらに推し進めることになることは十分わかりますが、現下の本町の財政状況を見るときに、費用対効果や事業規模回数などを事業実施主体であります利尻にここに商品券運営実行委員会と検証し、まして、さらには商工会とも十分に協議をしながら検討していきたいと考えています。今年度は町民のみならずさんへの支援や今申し上げてきた町内の経済発揮効果

も念頭に置きながら、これまで補正予算で措置していたものを、当初予算に、これから予算審議いただきですが計上させていただいておりまして、町の思いもご理解をいただいて主旨を受け止めていただければと思うところであります。

谷議員 やはり大半の住民が良しとすることは、なるべく努力していただきたいと思えますし、財源の問題も仰っておりますが、ふるさと納税や色々なものも入ってきているわけですから、莫大な金額でない限りは、少し抑えながらも二回にするということも良いのではないかと思うところであります。また、販売してから物を買う期間が長いことなど、結局二回が難しいというような状況であるわけですから、それを短縮すれば年に二回やることは可能と思えます。例えば春と冬を迎える寸前にやれば、住民生活

にも対応が出来て喜ばれるのではないかといい気はします。色々意見を聞いてみますと年に二回くらいは是非やっていただきたいということが一点、もう一点話が出てくるのは、自営業者や漁師の方、また、サラリーマンの方もそうなのですが、商品券の販売日を、二五日くらいに設定していただければ、大変購入しやすいと聞いておりますので、出来ればそのようなことも踏まえながら臨機応変に住民の意向に沿った形で進めていただいて、町民皆さんに喜ばれるような配慮をお願いして質問を終わります。

商工会が窓口になっていまずので、限度額を下げ、薄く広くメリットが出るような活用を、去年くらいから行っておりますし、販売の時期の問題も、お話を聞きましたので、商工会と現場の担当課と協議をさせていただいて、より住民の皆さん方に喜ばれるような運用ができれば良いのかなと考えております。

保野町長 谷議員さんのご質問の主旨、受け止めておきたいと思いますが、これまで限度額を上げて、また買ったお金を調達できる人が購入してしまい、あとから欲しかったけれども、もう売り切れて無くなったというところも聞きましたので、

にも対応が出来て喜ばれるのではないかといい気はします。色々意見を聞いてみますと年に二回くらいは是非やっていただきたいということが一点、もう一点話が出てくるのは、自営業者や漁師の方、また、サラリーマンの方もそうなのですが、商品券の販売日を、二五日くらいに設定していただければ、大変購入しやすいと聞いておりますので、出来ればそのようなことも踏まえながら臨機応変に住民の意向に沿った形で進めていただいて、町民皆さんに喜ばれるような配慮をお願いして質問を終わります。



利尻町監査委員について

監査委員制度

監査委員は、地方自治法195条第1項の規定により、監査を行うために地方公共団体に設置されている独任制の機関であつて、町長の指揮監督を受けずに独立した立場で監査を行います。

監査等の実施にあたっては、地方自治の本旨に基づき、町の財務に関する事務の執行が公正で合理的かつ効率的に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどといった点に特に注意をして監査しています。

定数は、地方自治法195条第1項及び利尻町監査委員条例で2人と定めています。

監査委員の選任

監査委員は、人格が高潔で行政運営に関し優れた識見を有する者1名と町議会議員のなかから1名を議会の同意を得て町長が選任します。また、地方自治法第199条の3の規定により、識見を有する者から「代表監査委員」を選任しています。

任期は、識見選任委員が4年で、議員選任委員は議員の任期とされています。利尻町の監査委員は、次の2名です。

氏名 菅原 ひと志

選出 識見

任期 平成29年12月20日～

備考 平成33年12月19日
代表監査委員

氏名 藤井 信幸

選出 議選

任期 平成26年10月8日～

平成30年10月7日

監査の種類と内容

(1)例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者が管理する現金の出納について、検査資料に基づき毎月の計数を照合確認し、その保管状況及び町の財政支出の動態について検査します。

(2)決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

町長から審査に付された決算書、その他の証書類に基づいて計数を確認するとともに、例月出納検査などの結果を勘案し、予算の執行と会計処理が適法であるかどうかを審査します。

(3)健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び22条）

町長から審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率が適正に算定されているかを審査します。

(4)その他

上記以外に地方自治法により財政援助団体等監査、定期監査、随時監査、行政

監査、基金運用状況審査、住民監査請求などがあります。

●お問い合わせ

利尻町議会事務局
監査委員事務局

☎ 0163-84-23
45（町代表）
内線301、302



新採用職員紹介



よろしくお願ひします!
～笑顔で一生懸命
がんばります～



すが わら ま ゆ
菅原 茉由 さん

- ①利尻町役場
総務課財政管財係
- ②北見市常呂町
- ③食べること・料理
- ④みなさんのお役に立てるようがんばります。よろしくお願ひします。

①勤務先 ②出身地 ③趣味 ④抱負(一言)



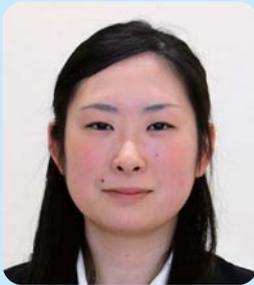
あら せき
荒関 みくる さん

- ①利尻町役場
くらし支援課福祉係
- ②利尻町沓形
- ③音楽を聴いたり、楽器を吹くこと
- ④社会人になりたてで右も左もわかりませんが、一生懸命頑張ります! よろしくお願ひいたします!!



とみ おか しん り
富岡 森理 さん

- ①利尻町立博物館
- ②大阪府泉大津市
- ③音楽鑑賞、写真撮影
- ④町民の皆さまにより楽しんでいただける博物館を目指して、展示づくりやイベント開催などに尽力して参りたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。



いち はら
市原 みづき さん

- ①利尻町役場
まち産業推進課商工観光係
- ②岩見沢市
- ③登山、スキー
- ④仕事も私生活も充実したものになるように頑張ります。よろしくお願ひします。



むら い まさ と
村井 雅登 さん

- ①利尻町教育委員会 管理係
- ②江別市
- ③スノーボード、バスケットボール
- ④いち早く町民の皆さまに覚えて頂けるよう、仕事で活躍できるように、初心を忘れず、公私ともにより良いパフォーマンスをしていくことを誓います!



さ とつばさ
佐藤 翼 さん

- ①利尻町役場
総務課防災エネルギー係
- ②利尻町沓形
- ③音楽鑑賞・スポーツ
- ④社会人として町民のみなさまのお力になれるようがんばりますので、よろしくお願ひいたします。



かた だ だい ち
鎌田 大智 さん

- ①利尻町役場
総務課税務係
- ②利尻町沓形字泉町
- ③釣り、音楽鑑賞、グルメ
- ④一日も早く仕事を覚え、皆様の顔と名前を覚え、私のことも覚えていただけるよう頑張りますので、何卒よろしくお願ひいたします。



こ や まこと
小屋 誠 さん

- ①利尻町砕石事業所
- ②利尻町仙法志
- ③釣り
- ④これまでの経験を生かし、職員として心機一転頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。



おお くぼ あや か
大窪 彩香 さん

- ①沓形保育所/仙法志保育所
- ②利尻町沓形
- ③海水浴、音楽鑑賞
- ④子どもたちが笑顔で充実した生活を送ることができるようサポートさせていただきたいと思ひます。



利尻島国保中央病院 診療部長

和田吉生さん

4月から赴任しています。島の自然や季節の移り変わりを肌で感じながら、少しずつ診療にも慣れてきた今日この頃です。これまでは羽幌や天売・焼尻、オホーツク紋別などで地域医療に従事してきました。得意分野は腎・泌尿器、消化器、循環器、感染症、緩和医療等々ですが、赤ちゃんからお年寄りまで、頭から爪先まで、なんでも診療させていただきます。カラダのことで困ったことがありましたら、ぜひお気軽にご相談下さい。



利尻島国保中央病院 医長

仙波佳祐さん

4月に赴任しました仙波と申します。

昨年は市立稚内病院の内科、その前は名寄の消化器内科で働いており、毎日、胃カメラ、大腸カメラをしていました。胃がん、大腸がんは“早期に見つければ”手術しなくても完治できる病気ですので、しばらくカメラを受けていない方は是非、受けに来てください。一年間よろしくお願ひします。



水澤明仁さん

- ①利尻島国保中央病院
臨床工学技士
- ②札幌市
- ③自転車、キャンプ、釣り
- ④島の医療に貢献できるようがんばります。

利尻島 国保中央病院 紹介コーナー



花房妃小香さん

- ①利尻島国保中央病院
看護師
- ②札幌市
- ③ダイビング
- ④利尻に来て1年が経ちました。人の温かさ、良さに日々助けられています。自分自身、人として看護師として成長できるよう頑張っていきたいと思ひます。



岡田一孝さん

- ①利尻島国保中央病院
事務員
- ②札幌市
- ③音楽鑑賞、読書、詩吟
- ④皆様方のご要望に添えま
すよう、これからも努力
してまいる所存ござい
ます。何とぞ、ご指導ご
鞭撻のほどよろしくお願
ひ申し上げます。



栗原絵梨花さん

- ①利尻島国保中央病院
看護師
- ②当別町
- ③音楽鑑賞、食べること
- ④もうすぐ利尻に来て1年
が経ちます。これからも色
々な経験をしながら楽し
く充実した生活を送り、成
長していけたらと思ひま
す。よろしくお願ひします。



西城夕子さん

- ①訪問看護ステーション
やすらぎ 看護師
- ②岩手県
- ③散歩、読書、食べ歩き
- ④島の生活を満喫しつつ、
仕事も一生懸命に取り組
んでいきたいと思ひま
す。よろしくお願ひします。

①勤務先 ②出身地 ③趣味 ④抱負(一言)

消防庁長官表彰 永年勤続功労章

利尻町消防団
団長 柴田

利尻町沓形字日出町
諭氏



永年にわたり利尻町消防団員として、その職務に精励し一意専心消防業務に献身的努力を続けた功績が認められ、消防庁長官より表彰されました。

駐在所だより



稚内警察署 沓形駐在所
所長 (警部補) 宮治 悠有 さん

《着任のご挨拶》

この度、新築・移転した沓形駐在所に赴任しました宮治です。前任地は、札幌方面伊達警察署で、刑事課員として事件捜査を担当していました。

制服を着ての現場勤務は10年振りになりますが、事件・事故の無い安全・安心なまちづくりのため、尽力していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

特別養護老人ホーム「ほのぼの荘」から ご報告とお礼を申し上げます

この度、ほのぼの荘では「特別養護老人ホーム備品基金」を活用して、『吸引器…3台』、『コールマット(離床センサー)…1台』、『車いす…1台』を整備させていただきました。



《吸引器》



《コールマット》



《車いす》

ほのぼの荘では、備品購入資金としていただきましたご寄附を「特別養護老人ホーム備品基金」に積み立て、施設に必要な備品を購入する財源として、必要に応じて活用させていただいております。当施設に対する金品の寄附、またボランティア訪問など、皆様の日ごろからの温かな善意に対しまして、あらためて感謝申し上げます。

利尻町ふるさと応援寄附について

利尻町では、利尻を「心のふるさと」として想う方々に寄附という形でまちづくりに参画いただき、「協働のまちづくり」を積極的に進め、最北の国立公園の美しい利尻島を守り育て、個性豊かで活力あるまちづくりを一層推進するため、「利尻町ふるさと応援寄附」を募っております。

本町の魅力ある政策を全国にPRしながら、内からは「誇れる地域」、外からは「憧れる地域」、「住んでみたい地域」となるよう、今以上の満足度とイメージの良い魅力的な町をつくってまいります。

皆様のご寄附が利尻町の未来を創ります。皆さんの心温まる応援を心よりお待ちしております。

●寄附を募集する事業内容

次の7つの応援メニューから選択いただき、寄附金はその応援メニューに関する事業に充てさせていただきます。

1. 環境保全に関する事業	・産業廃棄物有効活用事業、登山道整備事業など
2. 保健・医療・福祉に関する事業	・医療技術者、介護福祉士の人材育成及び確保事業など
3. 教育・文化活動に関する事業	・海藻クラフト普及事業、歴史的建造物保全事業など
4. 地場産業及び地域振興に関する事業	・ウニ、ナマコ人口採苗及び中間育成事業など
5. 観光に関する事業	・新たな観光スポット創出事業など
6. 国内及び国際交流に関する事業	・都市との交流事業など
7. NPO法人支援に関する事業	・利尻町内のNPO法人支援事業など

●寄附金の募集方法 ～下記のいずれかで応募願います。～

○寄附金は一口5,000円を基本としますが、おいくらでも構いません。

(寄付金控除を受ける場合の最低額は2,000円となっております。)

○電話によるお申し込み方法・・・お電話いただければ申し込み・問い合わせできます。

■電話番号 利尻町役場 まちづくり政策課企画振興係 0163-84-2345

○インターネットでのお申し込み方法・・・WEB上で寄付申込み・クレジットカード決済までがワンストップでできます。

■利尻町ホームページURL <http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/01518>

●寄附の状況について

○平成29年4月1日～平成30年3月31日までにお寄せいただいた寄附の状況をご紹介します。
全国の多くの皆様からご寄附いただき心より感謝申し上げます。



寄附金活用事業	件数(件)	金額(円)
1 環境保全に関する事業	1,084	27,505,000
2 保健、医療、福祉に関する事業	504	15,235,764
3 教育、文化活動に関する事業	690	15,729,000
4 地場産業及び地域振興に関する事業	641	15,734,005
5 観光に関する事業	328	7,560,000
6 国内及び国際交流に関する事業	10	330,000
7 NPO法人支援に関する事業	21	698,000
8 指定なし	1,498	41,111,000
合計	4,812	123,902,769

●運用状況について

○利尻町では、「利尻町ふるさと応援寄附」でお寄せいただいた寄附金を各事業に活用させていただいております。

年度	事業の種類	事業名	金額(円)
平成23年度	観光に関する事業	観光誘客事業補助金	4,344,925
平成28年度	保健、医療、福祉に関する事業	感染症予防対策事業	1,012,000
平成29年度	保健、医療、福祉に関する事業	感染症予防対策事業	950,000
	教育・文化活動に関する事業	小学校管理事業(学校管理用備品)	1,000,000
	教育・文化活動に関する事業	小学校校舎維持修繕事業(仙法志小学校便所改修)	1,000,000
	教育・文化活動に関する事業	社会教育事業(ふるさとleaning推進事業)	800,000
	地場産業及び地域振興に関する事業	雇用機会拡充事業	5,500,000
	地場産業及び地域振興に関する事業	企業促進振興奨励事業	3,000,000
	観光に関する事業	滞在型観光促進事業	1,900,000

花株植栽事業 花いっぱい運動

利尻町みどり豊かなまちづくり推進委員会では、本年も花がいっぱいの潤いのあるまちづくりを推進するため「花いっぱい運動」を5月26日に実施しました。

当日は、沓形・仙法志両地区で約400人の参加をいただきました。

また、本事業は稚内建設管理部利尻出張所、北辰建設コンサルタント(株)、一般財団法人セブン-イレブン記念財団からの花株等の寄贈や助成金により、11,000株を植栽することができました。



この運動にご参加、ご協力いただいた方々に深く感謝を申し上げますとともに、今後も当推進委員会事業に対するご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



一般財団法人

セブン-イレブン記念財団
 (利尻町みどり豊かなまちづくり推進委員会)

後期高齢者医療制度 のお知らせ

●保険証（被保険者証）の一斉更新について

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、桃色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、利尻町役場くらし支援課保健係までご連絡願います。

新しい保険証の色は桃色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成31年 7月31日
交付年月日	平成30年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、利尻町役場くらし支援課保健係へご連絡願います。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ●老齢福祉年金を受給されている方

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

新しい減額認定証は水色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	平成31年 7月31日
交付年月日	平成30年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	平成30年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院認定当年月日	平成30年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

●高額療養費の見直しについて

■高額療養費の1ヶ月自己負担限度額が変更されます

高額療養費の自己負担限度額が平成30年8月から次のとおり見直しされます。

区 分		平成30年7月まで		平成30年8月から	
		外 来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕	外 来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み 所得者	現 役 Ⅲ	57,600円	80,100円+ (医療費総額- 267,000円) ×0.01	<u>252,600円+(医療費総額 -842,000円)×0.01</u>	
	現 役 Ⅱ			<u>167,400円+(医療費総額 -558,000円)×0.01</u>	
	現 役 Ⅰ			<u>80,100円+(医療費総額 -267,000円)×0.01</u>	
一 般		14,000円	57,600円	<u>18,000円</u>	57,600円
住 民 税 非課税世帯	区 分 Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	区 分 Ⅰ		15,000円		15,000円

※多数該当(過去12ヶ月3回以上世帯単位で高額療養費支給を該当し、4回目以降の支給該当)の場合の自己負担限度額は140,100円(現役Ⅲ)、93,000円(現役Ⅱ)、44,400円(現役Ⅰ及び一般)です。

区 分	対 象 と な る 方
現役Ⅲ	住民税の課税所得が690万円以上の被保険者、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ	Ⅲに該当せず、住民税の課税所得が380万円以上の被保険者、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ	Ⅲ・Ⅱに該当しない3割負担の被保険者の方
一 般	住民税課税世帯で1割負担の被保険者の方

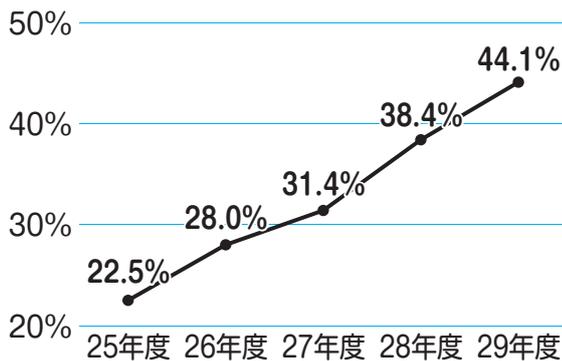
お 問 い 合 わ せ 先	北海道後期高齢者医療広域連合	利尻町役場 暮らし支援課 保健係
	〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話 011-290-5601	利尻町沓形字緑町14番地1 電 話 84-2345 IP電話 84-0117



H25年度から大きく変化しているのが特定健診の受診率です。健診を受ける方が増えたことによって、より多くの方の健康状態がわかり、利尻町の健康課題がより浮き彫りとなりました。今回は、健診の状況から利尻町の健康状態を考えてみましょう。

(保健指導係)

特定健診受診率 右肩上がり



(健診を受ける方が増えてきています)

左のグラフは国保加入者の健診受診率の推移です。健診を1度受けた方は、健診を受ける必要性を感じ、毎年健診を受け続けてくれていることが、受診率が上がっている要因となっています。H30年度は受診率50%（健診を受ける方が多数派）になることを目指して活動しています。

(利尻町の方は血圧が高い！)

健診結果を集計して、即病院受診を勧める要注意な血圧の方が健診を受けた方の14%を占めることがわかりました。その割合は全国の市町村の中でもトップクラスです。健診を受けてない方の中にも、こんな血圧の方がいるかもしれないと心配になります。14%の内訳を見ると、血圧の薬を飲んでいる方と飲んでいない方が半数ずつでした。通院されている方もそうでない方も、実際の検査数値を把握しておくことが大切です。

即受診を勧める要注意な血圧値

上160以上または下100以上

ここまで上がった血圧の血管への負担はかなりのものです。まずは薬の調整をして、血圧を正常まで下げることが必要です。

実際にあった「健診を受けてよかった!!」の声

「健診を受けて血圧を正常値にできた!」

もともと病院嫌いの60代のAさん。健診も受けたことがありませんでした。栄養士が健診を勧めに訪問し、血圧測定したところ、要注意な血圧であることにびっくり。その後1週間ほど血圧を測っても高いまま。気になって健診を受けることにしました。幸いAさんの血圧が脳・心臓・腎臓にまだ影響していないことが健診によってわかりました。すぐに病院受診し、服薬して今では正常な血圧を保っています。



「ちょっとした数値の変化を察知し、すぐに改善!」

70代のBさん夫婦は毎年島外でドックを受け、結果を保健師や栄養士に見てほしいと来庁されます。毎年ちょっとしたコレステロールや血糖値の変化を見逃しません。間食の見直しや運動を取り入れ、翌年には改善されています。その甲斐あって、お二人とも薬を飲まずに健康でとても若々しいです。



海上保安庁職員(海上保安大学校・海上保安学校学生)募集

海上保安庁は、平成31年4月採用の職員(大学校・学校学生)を募集します。

■採用予定人数(※は平成30年度採用数です)

- ☆海上保安大学校……………※約60名
- ☆海上保安学校 船舶運航システム課程…※約185名
- 航空課程……………※約10名
- 管制課程……………※約20名
- 情報システム課程……………※約60名
- 海洋科学課程……………※約15名

～採用後は職員となり給与を受給しながら学生として教育を受けます～
海上保安大学校 4年間(卒業後、国際航海・研修を含め4年9ヶ月)
海上保安学校 1年間又は2年(管制課程・情報システム課程)

■採用試験日程(第1次試験日)

- ☆海上保安大学校 10月27日(土)・28日(日)
- ☆海上保安学校 9月23日(日)

■受付期間

- ☆海上保安大学校 郵送・持参 8月23日(木)～8月27日(月)
- インターネット 8月23日(木)～9月3日(月)
- ☆海上保安学校 郵送・持参 7月17日(火)～7月19日(木)
- インターネット 7月17日(火)～7月26日(木)

■受験資格

- ☆海上保安大学校
平成30年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び、平成30年3月までに高等学校又は、中等教育学校を卒業する見込みの者等
- ☆海上保安学校
平成30年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して5年を経過していない者及び、平成30年3月までに高等学校又は、中等教育学校を卒業する見込みの者等。

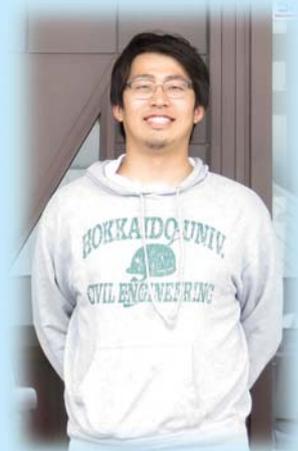
■お問い合わせ先

稚内海上保安部管理課(稚内市開運2丁目2番1号) ☎0162-22-0118

地域おこし協力隊員を 紹介します!



地域産業の活性化や町・団体が取り組む地域活性化事業に従事する新たな人材を都市部から受け入れる「地域おこし協力隊」制度。利尻町では、平成22年度からこの制度の活用を始めました。4月、5月から2名の協力隊員を採用しましたのでご紹介いたします!



おおむらけんすけ
氏名 **大村 健 祐** (公営塾スタッフ)

★出身地 東京都大田区

★これまでの経歴

北海道大学大学院卒業後、国土交通省に勤務。鉄道、港湾行政に携わってきました。

★活動内容

『まなび café Ri-shi』において、高校生への学習サポート等を通じて、生徒の人生の可能性を広げるお手伝いをしたいと思います。

★島の第一印象

言葉では表せない。生活の中で人と人、人と自然の距離が近い。

★協力隊としての目標

グローバル化および人口減少が急速に進む現代社会において、多くの人々が『幸せ』になれる方法について、考えたい。そして、積極的にどんどんチャレンジしたい。

★趣味、特技

スポーツ全般、野球観戦、ドライブ (車は黒いフォレスターです) など

★町民皆様へのメッセージ

右も左もわからない状態ですが、一生懸命頑張りますので宜しくお願いします。町の行事にも積極的に参加させていただきたいと思っていますので、その際は利尻のことをたくさん教えてください!

いのうえ たつ とし
氏名 **井上 竜 駿** (栽培漁業推進員)

★出身地 奈良県

★これまでの経歴

大学卒業後、水産会社に2年勤務し、退社後は水産研究所の調査員と漁労に従事しておりました。

★活動内容

種富で石川指導員の熱血指導のもとエゾバフンウニの種苗を生産しております。

★島の第一印象

川がない。

★協力隊としての目標

ウニ専門家になりたいです!!!

★趣味、特技

写真、陸上競技 (ハードル)、川遊び、登山。

★町民皆様へのメッセージ

誠心誠意、不器用ながら全力で取り組ませて頂きます。



自衛官等採用試験のご案内

平成31年3・4月採用の自衛官等の採用試験を行います。

種目(対象年齢)	採用種目の概要	試験日	受付
自衛官候補生 (男子・女子) 【18～27歳未満】	陸は2年、海・空は3年(自衛官候補生の3ヶ月間含む)の任期制隊員コース。入隊して3ヶ月間は自衛官候補生として経験を積み、その後2等陸・海・空士に任命されます。任期終了後は民間企業へ就職したり、継続任用も可能です。選抜試験に合格すれば曹へ進むこともできます。	受付時にお知らせします。	年間を通じて行っております。
一般曹候補生 (男子・女子) 【18～27歳未満】	部隊の中核である曹を養成するコース。陸・海・空の各部隊で経験を積み、入隊後、2年9ヶ月以降、選考により曹へと昇任します。 月額：167,700円／賞与：2回(6・12月)	1次試験 9月21日 ↓ 9月23日 (内1日)	7月1日 ↓ 9月7日
航空学生 (男子・女子) 海【18～23歳未満】 陸【18～21歳未満】	航空自衛隊のパイロット・海上自衛隊のパイロット及び戦術航空士を目指す幹部自衛官養成コース。高校卒業後、最も早く機長として活躍できます。 月額：167,700円／賞与：2回(6・12月)	1次試験 9月17日	7月1日 ↓ 9月7日

○自衛隊稚内地域事務所／☎0162-23-2721 ○利尻町役場総務課総務係／☎0163-84-2345(代表)

自衛隊稚内分屯基地 開庁第64周年記念行事 (一般開放)のお知らせ

自衛隊稚内分屯基地では、分屯基地開庁第64周年記念行事(一般開放)を行います。
皆さんお誘い合わせの上ご来場ください。

稚内分屯基地 開庁64周年記念 てっぺんコンサート

- 開催日：7月8日(日) **入場無料**
- 時間：開場予定 17時30分
開演予定 18時00分
- 内容：陸上自衛隊北部方面音楽隊によるコンサート
稚内市制施行70周年・稚内開港70周年事業
- 場所：稚内総合文化センター
(稚内市中央3丁目13-23)

稚内分屯基地 一般開放

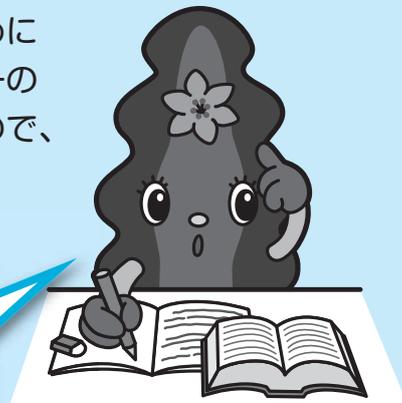
- 開催日：7月29日(日)
- 時間：10時～15時まで
- 内容：自衛隊車両搭乗体験・記念撮影等
※イベント内容は、変更等になる可能性があります。
- 場所：稚内分屯基地
(稚内市恵比須5丁目2-1)

【問い合わせ先】航空自衛隊第18警戒隊総括班 ☎0162-23-5377

国民年金からのお知らせ

～国民年金保険料の納め忘れはありませんか？～

今一度、納付書をお確かめの上、納め忘れがありましたら早めに納めましょう。たとえ1ヵ月分でも納め忘れた分があると、万一のときの障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、忘れずに納めましょう！



平成30年度の国民年金保険料は
月額16,340円です
(付加保険料は400円)

※付加保険料～納付月数に応じて老齢基礎年金額に上乗せされます。
(付加保険料の納付にはお申し込みが必要です。)

もしも…国民年金保険料の納付が困難なときは

◆「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

保険料免除や納付猶予になった期間は老齢基礎年金の受給資格期間(原則10年以上)に算入されます。(年金額を計算するときは、保険料免除・納付猶予期間に応じて減額されます。)

平成30年度分の免除等の受付は平成30年7月1日から開始され、平成30年7月～平成31年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請時点の2年1ヵ月前の月分まで遡って申請することができます。

所得の少ない方は 保険料免除制度の 手続きを!

本人・世帯主・配偶者の所得に応じて全額または一部免除されます。

- 全額免除 ●4分の3免除
- 半額免除 ●4分の1免除

50歳未満の方は 納付猶予制度の 手続きを!

50歳未満の方が対象です。

本人・配偶者の所得に応じて保険料の納付が猶予されます。

学生の方は 学生納付特例制度 の手続きを!

在学期間中の保険料の納付を猶予します。社会人になってから払うことができる制度です。

※申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

保険料の追納をお勧めします！

◆免除された国民年金保険料を支払いたいとき

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができますので、追納を行っていただくことをお勧めします。なお、追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られており、承認された期間のうち、原則古い期間から納付することとなります。

～国民年金保険料の納付は便利な口座振替で～

一度、口座振替の手続をすることで、あなたが指定した口座から自動的に支払いされますので、毎月納めに行く手間がはぶけ、納め忘れの心配もなくとても便利です。

手続き完了までに2ヵ月ほどかかりますので、お早めの手続をお願いします。

【お得な口座振替の早割制度はご存じですか？】

通常の口座振替（当月保険料の翌月末引落とし）は定額保険料ですが、当月保険料を当月末に引落す「早割」にすると、**毎月50円（年間600円）**が割引となり大変お得です。

早割制度を申し込みすると翌月末の口座振替にて2ヵ月分の保険料が引落としとなりますが、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

さらに、割引額が多い「**6ヵ月前納**」、「**1年前納**」、「**2年前納**」もあります。

不審な電話や訪問にご注意ください！

年金事務所などの職員をかたり、国民年金保険料を詐取される被害が発生しています。

怪しいと感じたら、現金を支払わずに

日本年金機構本部

☎03-5344-1100

「お客様の声受付担当」2を押してください。

または、お近くの年金事務所までお問い合わせください。



この記事に関する
お問い合わせ先

稚内年金事務所

電話 0162-32-1941

利尻町役場

くらし支援課町民係

電話 0163-84-2345

「児童手当」「児童扶養手当」 「特別児童扶養手当」について ご案内いたします!

児童手当

- 支給対象者は…中学校を卒業するまでの児童と生計を同じくする、父または母となります。父母と別居している場合は、児童と同居している養育者に支給されます。
※所得制限があります。
※公務員は、勤務先から支給されます。
- 手当額は……

3歳未満の児童	月額 15,000円
3歳以上小学校修了前の児童 第1・2子	月額 10,000円
3歳以上小学校修了前の児童 第3子	月額 15,000円
中学生	月額 10,000円
特例給付（所得制限世帯）	月額 5,000円
- 支給月は……原則として 年3回（6月、10月、2月）に、それぞれ前月分までが支給されます。

児童扶養手当

- 主な
支給対象者は…離婚等により、ひとり親家庭で生活している児童（18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童、心身に障害がある場合は20歳未満）を養育している父、母または養育者に支給されます。
ただし、支給を受けるためには前年の所得が一定額未満でなければならず、その所得額により「全部支給」「一部支給」「支給停止」のいずれかに決定されます。
※父子家庭の場合も支給対象となります。
※養育費を受けている場合は、その年額の8割相当分も所得に加算されます。
※児童が一定年齢に達すると資格は喪失しますが、父・母の再婚（内縁関係含む）により、その配偶者に養育される場合も資格は喪失します。
（父・母が重度の障害にある場合を除く）
- 手当額は……

全部支給	月額 42,500円
一部支給	所得に応じて 月額 42,280円から10,030円まで10円きざみの額

※児童が2人の場合は、第2子全部支給の場合は10,040円、第3子以降は1人につき、6,020円が加算されます。
※一部支給の場合は、所得に応じて、3,000円から9,980円までの額に決定されます。
- 支給月は……原則として4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。



特別児童扶養手当

●主な

支給対象者は…身体や精神に障害（この制度で定める1級、2級の障害の状態）のある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合、所得制限により支給されません。（支給停止）

●**手当額は**…………対象児童1人に対し **1級で月額 51,700円**
2級で月額 34,430円

●**支給月は**…………原則として4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

◎手当を受けるためには認定請求をしなければなりません。また、支給要件についても各家庭状況により異なります。

くわしくは、利尻町役場くらし支援課福祉係

電話 84-2345 または、IP電話 84-9019 までお問合せください。

無料法律相談会のお知らせ

～弁護士が無料での相談を実施します～

主催：旭川弁護士会

- 日 時** 平成30年6月29日（金曜日）
午前10時30分～午後1時00分（お一人様30分）
- 場 所** 利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1
利尻町役場1階 小会議室
- 担当弁護士** 稚内ひまわり基金法律事務所
小田桐 誠（旭川弁護士会所属）
- 相 談 例** 借金問題 離婚問題 相続に関する問題 交通事故 労災
刑事事件 悪徳商法 ご近所トラブル
賃貸借（土地・アパート・マンションなど） その他
相談料は無料ですので、お気軽にご利用ください。

※利尻富士町の総合交流促進施設りぶら（利尻郡利尻富士町鷺泊字栄町119-1）において、6月15日の午前10時30分～午後1時00分まで、無料法律相談会を実施しますので、都合の悪い方はこちらに来ていただくことも可能です。

【ご予約・お問い合わせは】

稚内ひまわり基金法律事務所

☎0162-24-7900

※予約がない場合でも相談はお受けいたしますが、予約された方を優先しますので、事前予約の上お越し下さい。



平成30年度 「巡回登記所」開設のお知らせ

旭川地方法務局では、登記申請や登記相談をお受けするため、「巡回登記所」を開設しております。

相談は、無料・秘密厳守でお受けいたしますので、お気軽にご相談ください。

相談に当たっては、お客様の待ち時間をできる限り少なくするため、事前予約制を実施させていただいております。

開設日の前々日までに、お電話によるご予約をお願いいたします。



【平成30年度の開設日程】

① 7月25日(水)	② 9月20日(木)
③ 11月14日(水)	④ 1月23日(水)

- 開設場所 利尻富士町役場
- 開設時間 午前9時から午後3時まで
- 担当者 旭川地方法務局の職員
- 取扱業務
 - ・土地・建物の登記に関する相談及び申請の受付
 - ・会社・法人の登記に関する相談
 - ・各種証明書等の請求書の受付
- お問い合わせ先

旭川地方法務局稚内支局 ☎0162-33-1122

登記相談のご利用に当たって

- 登記原因に当たる事実や法律行為（契約）が有効か無効かなどの法的判断を行うご相談はお受けすることができません。
- 相談をされる際は、関係書類を準備された上でお越しいただくと、より具体的な相談に応じることができますので、ご協力願います。
- 登記申請書は、お客様自身で作成していただくこととなります。登記相談の担当者が書類を作成することはできません。
- 相続など必要書類の多い登記については、登記を完了させるまでに数回お越しいただく場合があります。お時間のないお客様や手続きが難しいと考えられるお客様は、最寄りの司法書士等に依頼してください。

わが家の愛

りしりんが
わが家の愛どるを
紹介するよ♪



今回は、2人のお友達
を紹介するよ!



とうま 平野透真くん(3さい)

父：欽一 母：菜那絵

甘えん坊でとつてもやんちゃ。
おうちではお笑い担当のとうま^{^^}
いつもみんなを笑顔にしてくれて
ありがとう♡



【お母さんから】

ゆりか 檜森夕莉夏ちゃん(3さい)

父：潤 母：夢麻

いつも元気で踊ったり♪歌ったり♪
皆を笑わせたり☺
弟の面倒もよく見てくれて
お手伝いも頑張ってくれてありがとう♡
これからも夕莉夏らしく
楽しい毎日を過ごしてね♡



【お母さんから】



5月12日 おはなし会



5月13日 仙法志地区消防演習



5月24日 客船「カレドニアン・スカイ」沓形港 寄港 花束贈呈レセプション



5月26日 花いっぱい運動



街をひと歩き まちの話題にズーイン!



5月29日 HAC(JAL)航空教室・体験搭乗



6月3日 第18回悠遊覧人G



林野火災注意

これからの季節は、空気が乾燥し、火災の発生しやすい日が続きます。畑仕事や山菜採りなどで入林した際は、タバコなど火の取り扱いには十分に注意しましょう。



少年消防クラブ防火夜回り

火災予防運動車両パレード



4月27日に少年消防クラブ員（8名）が参加し、防火夜回りを実施しました。クラブ員が拍子木を叩きながら町内を巡回して町の皆様へ火の用心を呼びかけました。

4月20日に春の火災予防運動に伴って車両パレードを実施しました。消防署4台、消防団7台の消防車両が町内を行進し、防火意識の普及啓発を図りました。



利尻町消防団 消防演習実施!

去る5月13日(日)、利尻町消防団による消防演習が実施されました。消防団員66名が参加し、訓練では一斉放水、模擬火災出動を、式典では表彰状の伝達等を行いました。

また、町民の皆様にも駆けつけていただき、悪天候の中、消防演習を無事行うことができました。



出動件数 火災0件 救急65件（平成30年6月1日現在）



ぴいぷる

(戸籍の動き) 2018年6月1日現在

はじめまして! ベイビー



- 3月13日 荒関^{えりん}恵凜^{ちゃん} 泉町[荒関 巧・みゆき]
3月30日 飯田^{ゆず}優珠^{ちゃん} 神居[飯田 和博・みずほ]
4月11日 高橋^{ほのか}穂乃花^{ちゃん} 緑町[高橋 大輔・志乃]
4月17日 八木^{はるひ}遥妃^{ちゃん} (仙)本町[八木 良樹・美絵]
5月14日 不二原^{とうや}颯哉^{くん} 種富町[不二原久晶・美智代]
5月26日 渡邊^{とえ}采縁^{ちゃん} 新湊[渡邊 大樹・佳世]

おくやみもうしあげます

- 3月20日 泉町 米田フミさん (96歳)
3月26日 緑町 柿元令子さん (86歳)
3月26日 種富町 星田昇さん (73歳)
4月17日 種富町 田澤政雄さん (90歳)
5月7日 神居 飯田数江さん (90歳)
5月16日 種富町 村谷八千代さん (92歳)
5月18日 新湊 齋藤烈子さん (85歳)
5月29日 (仙)本町 工藤ミツさん (88歳)
5月30日 政治 西川美恵子さん (91歳)

●よせられた善意●

【指定寄附】

- ◆杓形字神居 飯田敏一様より
一金 100,000円
(特別養護老人ホーム備品購入資金)

ご厚志に対し厚くお礼申し上げます



●ご厚情に 感謝申し上げます●

【利尻町社会福祉協議会】

この度、次の方々から愛情銀行に金一封及び物品が預託されましたので、紙上を借りてお礼申し上げます。

- 神奈川県川崎市 米田勝博様から、
母 米田フミ様の香典返しを廃して
- 杓形字本町 柿元宏美様から、
母 柿元令子様様の香典返しを廃して
- 杓形字種富町 星田艶子様、
札幌市 星田尚輝様から、
星田昇様の香典返しを廃して
- 杓形字神居 飯田敏一様から、
母 飯田数江様の香典返しを廃して
- 枝幸郡中頓別町 齋藤基仁様から、
母 齋藤烈子様の香典返しを廃して
- 杓形字種富町 村谷姫子様、
杓形字泉町 村谷好信様から、
村谷八千代様の香典返しを廃して



この広報紙は道産間伐材を使用しています。

発行：利尻町役場 編集：まちづくり政策課企画振興係 印刷：(株)国境

TEL 0163-84-2345 FAX 0163-84-3553

利尻町公式ホームページ <http://town.rishiri.jp/>

Eメール kikaku@town.rishiri.hokkaido.jp

(広報りしりに関するご意見ご要望は上記E-mailアドレスまでお寄せください。)



【まちの人口】 **2,069人** 世帯数 1,091世帯 男 1,006人 女 1,063人 (平成30年6月1日現在)